



『労働者災害補償保険法における男女差の解消』



労働者災害補償保険法における男女差が問題となった有名な事件がある。平成7年に金属溶解作業中の労災事故により、京都府の男性が顔や首など上半身中心に火傷を負った。複数回の手術を含む治療を受けたものの右頬から顎部、頸部、胸部、腹部の全域、右背部、右上肢の肘関節以下、右下肢の膝関節以下等に痕跡が残った。平成16年労働基準監督署長は症状固定と認定し、障害等級11級の障害補償給付（上肢12級・下肢12級を併合）という処分を行った。男性は、女性よりも障害等級が低いのは男女平等を定めた憲法に反するとして国の労災補償給付処分取り消しを求めた。審査請求・再審査請求を経た後、平成22年に京都地裁判決は「不合理な差別的取り扱いで、違憲」としこの処分を取り消した。国は控訴せずこの判決は確定した。この訴訟においての被告（国）の主張としては、外貌醜状障害が第三者に与える嫌悪感や本人の精神的苦痛が男性に比して女性のほうが大きく就労機会の制約の程度が大きいこと、労働力調査や国勢調査の結果をふまえると外貌が影響しやすい接客業等への従事割合は男性に比して女性が多いといった統計に基づき、この男女による外貌醜状の障害等級に差をもうけていること

には根拠があると述べていた。裁判官はそれらのことに一定の理解は示しつつ、そのような社会的通念を顧慮しても、男女に5等級の差があるのは差別的取扱いといえるという結論を出した。労災補償保険法に基づく厚生労働省令では当時「外貌に著しい醜状障害を残すもの」について、女性の障害等級を7級、男性を12級と規定していた。7級は平均賃金の131日分が年金として生涯にわたり給付されるのに対し、12級は156日分を「一時金」として1回支払われるのみであり（11級は223日分の一時金）男女の格差は大きく、性別による差別的取扱いと言わざるを得ない。

この違憲判決の後『外貌に係る障害等級見直しに関する検討会』が開かれている。その外貌に係る障害等級表は労災保険法が昭和22年制定であることに加え、この等級表は昭和11年制定の労働者災害扶助法施行令別表の規定をそのまま使用していることも論じられた。この判決時点で昭和11年から74年経っている。医療技術は大きく向上しており、形成外科医療や美容医療等の進歩も著しいため労災障害の等級表の見直しの必要性が提案されている。しかしながら医療技術の著しい向上があるにせよ、なお醜状の回復・軽減に至らない外

障害等級表

改正後		改正前	
障害等級	身体障害	障害等級	身体障害
第7級	12 外貌に著しい醜状を残すもの	第7級	12 <u>女性の</u> 外貌に著しい醜状を残すもの
第9級	11の2 <u>外貌に相当程度の醜状を残すもの</u> (新設)	第9級	—
第12級	13 削除 14 外貌に醜状を残すもの	第12級	13 <u>男性の</u> 外貌に著しい醜状を残すもの 14 <u>女性の</u> 外貌に醜状を残すもの
第14級	10 削除	第14級	10 <u>男性の</u> 外貌に醜状を残すもの

貌障害は存在する。外貌醜状の労働能力喪失率の評価に関してアメリカ、ドイツ、フランス、イタリア等の取扱いとして、障害の評価は医師に委ねられるものの、外貌障害の労働能力の損失率の中間値が概ね30%となっており、これを参考にする方向が検討された。これら諸外国を参考にするとおよそ重い外貌醜状による労働能力喪失率は30～50%となる。この検討会の後、障害等級表は改定され「外貌に著しい障害を残すもの」を7級「外貌に相当な醜状を残すもの」を9級として新設し、「外貌に醜状を残すもの」を12級とすることになり、男性・女性の表記はなくなっている。

次に遺族（補償）年金はどうであろうか。令和8年7月労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律が成立し、夫にのみ求められていた「55歳以上で支給は60歳から」という支給要件は令和9年4月から撤廃される。支給要件の男女間の差異

は違憲であるという訴訟は公務災害も含め複数提起されていたが、その都度労働力人口の割合、平均的な賃金差、雇用形態の差等を総合的に判断して妻と夫の差は憲法違反とはいえない、という結論となっていた。

厚生年金保険は労災保険より先に改定が決まっていた。ただ実施は令和10年度から。遺族厚生年金の男性のみに求められている支給要件はなくなる一方、18歳年度末の子がいない場合の遺族厚生年金は原則一律5年間のみの有期給付となる。この部分は労災の遺族（補償）年金が厚生年金法と足並みを揃えなかったところである。日本労働弁護団の意見書では「遺族厚生年金とは異なり、労災保険の遺族（補償）等年金は、損害の填補としての性格を有するものであり、訴訟によらず迅速に被災労働者及びその遺族への補償を図るという趣旨もある」と述べており、現行の長期給付を維持することが適当ということである。

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 大谷史子 社会保険労務士）

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内）

TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：<https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/>

ホームページも
ご覧ください

